

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(提出書類の部数及び経由) 第2条 [略] 2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）を経由しなければならない。 (登録の申請) 第19条 法第23条第1項又は第3項の規定により建築士事務所についての登録又は更新の登録を受けようとする者は、省令第五号書式による登録申請書に省令第19条各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。	(提出書類の部数及び経由) 第2条 [略] 2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する広域振興局長を経由しなければならない。 (登録の申請) 第19条 法第23条第1項又は第3項の規定により建築士事務所についての登録又は更新の登録を受けようとする者は、省令第五号書式による登録申請書に省令第19条各号に掲げる書類を添えて、法第26条の3第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に提出しなければならない。
(登録事項の変更の届出) 第20条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届を所管する局長に提出することにより行わなければならない。 (廃業等の届出) 第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所廃業等届に建築士事務所に係る登録通知書を添えて所管する局長に提出することにより行わなければならない。	(登録事項の変更の届出) 第20条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届を指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。 (廃業等の届出) 第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所廃業等届に建築士事務所に係る登録通知書を添えて、指定事務所登録機関に提出することにより行わなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。